

岩手医科大学医療専門学校 歯科衛生学科

卒業の認定に関する方針

岩手医科大学は『「医療人たる前に、誠の人間たれ』という建学の精神のもとに、地域医療に貢献する医療人育成を使命として設立されました。

「人類福祉への貢献を基調とし、専門職業人として実践できる能力をもった人材を育成する」という本校の教育理念のもと、歯科衛生士に必要な専門知識及び技術を修得し、以下の能力を身につけた者に卒業認定を行います。

1. すべての人々に愛と誠意を持って共感でき、行動できる。
2. 常に探求心を持ち続け自ら科学的に思考できる。
3. 柔軟で弾力に富み、常に順応性を持って対応できる。

そのため、学則第6条に定める期間を在学し、かつ第10条に定める所定の授業科目及び単位を履修修得することが要件となります。その上で、学年に定められた試験に合格したものを卒業とし、卒業した者には専門士（医療専門課程）の称号を授与します。